

# 職域サポートローン

No.1

2022年4月1日現在

1. 商品名	・職域サポートローン
2. 制度内容	・当金庫と当金庫の営業地区内で事業を営む法人・事業所が「職域サポート契約」を締結することにより、その事業所で働く代表者・役員・従業員の皆様に「低金利」で「手続き簡便」なローン商品を提供するものです
3. ご利用いただけ る方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職域サポート制度の対象事業所の経営者・役員または従業員の方</li> <li>・満18才以上で安定継続した収入がある方</li> <li>・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方</li> <li>・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方</li> </ul> <p>※パート・アルバイト等の非正規社員の方もご利用いただけます</p>
4. お使いみち	<p>①申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が必要とする次の資金となります</p> <p>a. <u>自動車関連資金(オートバイ、自転車を含む)</u>          購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可)、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用</p> <p>b. <u>教育関連資金</u>          ・就学する学校等への納付金(最長1年分)          ・就学にかかる付帯費用(最長1年分、100万円以内)          ※申込日時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>c. <u>住宅・リフォーム関連資金</u>          不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用          ※上記に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可(ただし、上記と合わせて申込みで100万円以内)          ※申込日時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金(売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も可</p> <p>②申込人が自動車関連資金、教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金を使途として、当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)          ※当金庫の基金保証付ローンについては、職域サポートローン、マイカーローン、教育ローン、リビングリフォームローン、無担保住宅ローン(いずれもリピートを含む)の借換え資金に限ります</p> <p><b>(ご注意) 本ローン対象外となるお使いみち</b></p> <p>①支払先が、申込人またはその配偶者、親(配偶者の親を含む)、子が営む法人・自営業の場合          ②個人間売買による購入費用          ③支払済資金(資金使途①b. 教育関連資金、c. 住宅・リフォーム関連資金は除く)          ※支払先が申込人の勤務する事業所の場合は本ローンの対象となります</p>

# 職域サポートローン

No.2

2022年4月1日現在

5. ご融資限度額	・最高500万円まで
6. ご利用期間	・ご融資期間3ヶ月以上10年迄です
7. ご融資利率	・当金庫の長期貸出最優遇金利基準とした変動金利を適用させていただきます ＊基準金利が変更となった場合、4月1日と10月1日を基準として年2回 これに連動して金利が変わります
8. ご返済方法	・毎月元金または元利均等返済です ・ボーナス併用返済は、ご融資額の50%迄です ・元金返済の据置は6ヵ月以内です
9. 担保・保証人	・不要です 一般社団法人しんきん保証基金の保証付です (消費者ローンの保証引受合計額は3,000万円以内です)
10. 手数料・保証料	・事務手数料は不要です ・職域サポートローン 保証料 毎月払 年0.38% (保証料は、ご融資金利に含まれております) ・一部繰上返済、期限前一括完済の手数料は無料です。
11. ご用意いただくもの	・運転免許証 運転免許証をお持ちでない方は、個人番号カード、運転経歴証明書、 パスポート、顔写真付住民基本台帳カードのいずれか ・健康保険証（在籍確認のため）（注） ※パート・アルバイト等の非正規社員の方からのお申込みで、健康保険証で 在籍確認が出来ない場合は、当庫職員による在籍確認が必要です ・年収確認書類 融資金額100万円超の場合に必要となります ・資金使途確認書類 ・振込依頼書（写し） ※ <u>ご融資資金は見積書先に振込とさせていただきます</u> (但し、ご融資額の20%か50万円のいずれか大きい金額までは当金庫 の判断で振込不要とする場合があります) ・ご印鑑（普通預金口座をお持ちの方はお届印） (注)健康保険証の場合は住民票抄本や公共料金の領収書等の提示が必要となります

## 職域サポートローン

No.3

2022年4月1日現在

12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-971-951）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）若しくは関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
13. その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせ下さい</li><li>・詳しくは、窓口または専門担当者におたずねください。</li></ul>